

請願第 1 号

請　願　書

公民館等の現行の減免制度存続を求める請願

紹介議員

塙越洋一
足立志津子

床井 紀重

件 名

公民館等の現行の減免制度存続を求める請願

請願の趣旨

令和 2 年 4 月から公民館の減免制度が大幅に変更され、図書館も使用料が課されることになってしまいました。

社会教育法第 3 条は「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」と定め、同法第 20 条では「実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」となっています。

また、図書館法第 17 条には、「入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」とあります。

いま、ふじみ野市は高齢化の一方、子育て世代の多いまちでもあります。あらゆる世代が友達を増やし、知識・教養を向上させ、地域住民のつながり、暮らしを向上させることは、住民の暮らしの質を高めるとともに子どもの育成環境にとっても大事なことであり、そのために公民館や図書館の果たす役割はますます重要になってきています。

また、そんな遠くない時期に大きな地震災害が起きることが予想されています。そのためにも、いま、日常的に地域住民や趣味、特技などを通じて住民どうしのつながり、子育てと育成が大事であります。

よって、住民の教養、健康増進、社会生活向上のために次のことをお願いするものです。

請願事項

1、公民館等の施設使用料は、今まで通りの減免制度を継続していただきたい。

以上請願いたします。

令和 2 年 2 月 10 日

ふじみ野市議会

議 長 小 林 憲 人 様

請願人代表

* * * * *

渡 辺 利 文 (外 4名)